

2008年11月12日

マリオ・ドラギ  
金融安定化フォーラム議長  
ギド・マンテガ  
ブラジル財務大臣  
ヘンリック・メイレル  
ブラジル中央銀行総裁

親愛なるドラギ様、マンテガ様、そしてメイレル様

11月15日ワシントンD.Cにて、G20各国首脳が現在の金融危機に対処する方策や将来の危機を減ずる方法を議論するために参集することと、私達は理解しています。私達は、国際的にこれらの課題について検討する取組みを称賛し、証券監督者国際機構（IOSCO）を代表して、共通の規制的解決策を模索するに当たっての私達の支援を提供します。

資本市場は世界経済において重要な役割を果たします。投資家の信頼と透明性が、これらの市場の成功と流動性について必須のものであり、証券規制当局がその信頼の保護者であると、IOSCOは長く認識して来ました。同時に、IOSCOは規制が自由市場の便益を埋没させるべきではない、市場が適切に機能するためには柔軟性が求められるということも理解しています。IOSCOは、豊富な専門知識と、証券市場の役割と規制についての理解を共に持ち合わせています。そして、IOSCOは証券規制についての規範を確立し、証券規制機関に対しての先導的な政策フォーラムとして機能しています。その広いメンバーシップは世界の資本市場の95%以上を規制しています。

IOSCOは、強力な証券規制の枠組みにおいて、既に強固な基盤を敷いています。1998年に、包括的な証券規制の目的と原則（IOSCO原則）を採択しました。その原則は、今日では全ての証券市場の国際的な規制のベンチマークとなっています。また、2002年には、国際化に照らして、証券法・規制の執行に関して、世界の証券規制当局の間でクロスボーダーの協力と情報交換を促進するために、多国間情報交換枠組み（IOSCO MOU）を開発しました。

これらの原則は、クロスボーダーの規制と執行の協力を促進し、国際的なシステムリスクを減らし、投資家を保護し、公正で効率的な証券市場を確保

するための主要な手段として考えられています。IOSCO は、幅広いメンバーシップによるこれらの原則の効果的な実施について力を入れて取り組んでいます。しかし、例えば法制面の変更が必要であっても、IOSCO 原則が全ての国において実施され、全ての証券規制当局が IOSCO MOU に署名することを確保するために、政治的意志が活性化されなくてはなりません。

危機に直面して、例えば、ある種の非規制商品と規制下にある商品との間にあるような規制のギャップが埋められなくてはならない、ということが明らかになってきています。金融規制構造は未だに国レベルのものである一方、多くの国から一貫性のある国際的な解決策が求められていることも次第により明らかになってきています。その技術的な専門知識、規制当局のネットワーク、そして国際金融コミュニティに対する関係性を前提とすると、IOSCO は、証券市場と市場仲介者の監督に関係しているため、共通の規制の原則について検討し、適切な部分においては考案することに適した立場にいます。

高い質の証券規制のための既存の原則の上に立って、IOSCO は既に現在の危機によって浮き彫りにされた規制のギャップに対処し、金融市場の回復を促進するための方法について検討しています。特に、IOSCO は、以下の事項を含む証券規制当局の領域の作業に焦点を当てています。

- 国際会計基準と、公開会社による報告について責任を持つ国内当局のコミュニティに対しての基準設定者の説明責任
- クロスボーダーの執行協力を強化すること、また現状の市場状況下における濫用的な空売りの懸念に対処することなどの手法を通じて、投資家の信頼を築くこと
- 市場における透明性及び金融商品に関する開示
- IOSCO 信用格付機関の基本行動規範を通じた、信用格付機関の規制当局のための国際的な規範を確立すること、そして協力して監視と検査を行うことを通じて信用格付機関の規範の遵守を促進すること

添付は、今まで IOSCO がこれらの領域において行ってきた作業及び今後取り組まれる追加的なイニシアティブをまとめた声明です。

この現在の危機を解決するためには、必要な規制の作成・法制的な変更を行うという政治的な意思に支えられながら、金融規制当局及び政策策定者間での協力と調整をしていくことが決定的に重要です。これらの課題を国際的な議論

の前面に出した G20 の指導者の取組みに感謝し、私達の技術的専門知識とより整備されたインフラストラクチャーを、共通の規制的解決策を考慮するのに利用されることを期待します。もし、より一層議論するための時間を設定したいとお考えであれば、グレッグ・タンザーIOSCO 事務局長と連絡を御取りください。

ジェーン・ディプロック  
ニュージーランド証券委員会委員長  
IOSCO 理事会議長

クリストファー・コックス  
米国証券取引委員会委員長  
IOSCO 専門委員会議長

ギレルモ・ラレイ  
チリ証券・保険監督局委員長  
IOSCO 新興市場委員会議長

## 会計基準とガバナンスに関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、資本市場と会計基準に責任を有する監督当局のコミュニティとして、高品質な会計基準の開発と執行へのコミットメントを改めて確認する。
- IOSCO は、透明性があり、公正性を確保し、資本形成を助け、金融安定化と整合する会計基準を強く支持する。
- IOSCO は、堅固で、国際的に受け入れられ、統合的に適用される財務報告の基準を実現する。こうした観点から、国際会計基準審議会（IASB）により開発された国際会計基準（IFRS）を支持する。このため、基準設定プロセスは、説明責任を果たすとともに、適切な協議プロセスを経ることが必要である。
- 投資家に透明性を供する高品質な基準の開発と保守の仕事は、IASB を含む基準設定主体によっている。不当な政治的圧力を受けず、全ての利害関係者の見解を考慮に入れた独立した判断を行なうことを通じて、高品質な基準を策定しうる。
- IOSCO は、IASB が投資家保護に資する会計基準を策定することを確保しつつ、その独立性と誠実性を守るため、国際会計基準委員会財団（IASCF）と共に、世界の資本当局に対して IASB と IASCF が説明責任を果たすために、モニタリングボードを構築することに向けて協力している。
- モニタリングボードと IASCF の覚書（MOU）は今後数週間のうちに発効する予定である。
- モニタリングボードは、金融庁、米証券取引委員会、欧州委員会及び IOSCO がメンバーとなることが予定されているが、IASB の監視について IASCF 評議員と協議し、助言を与えると同時に、評議員の人選の承認をすることになろう。
- IOSCO は、金融危機対応においては特に各国当局が協力することが重要と考えており、会計基準が協調がとれた形で適用されるとともに、各国当局が協力して執行に当たることを支持する。

## 信用危機における投資家の信頼を促進するための取組みに関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、投資家の信頼を確保するため、空売り規制や執行支援を含め、国際的協力を通じて資本市場の国内規制の有効性を向上させるための取組みを再確認した。

### 空売り

- 最近の数週間において、多くの IOSCO メンバーは、その市場において空売りに関する投資家の懸念に対処してきた。
- IOSCO のメンバーは、濫用的な空売りの可能性を最小限にするため、対策をとり、または既存の施策を再確認した。
- 加えて、2003 年に IOSCO 専門委員会が公表した空売りに関する透明性についての報告書をアップデートすることを計画している。この作業は、最近の規制の対応の実効性や、適正な空売り行為を抑えこむことなしに、相場操縦的な空売りを抑制する策として、報告、受渡し、事前の借入要件を含めて、空売りに関して原則を確立するかどうか、について検討する。
- また、証券の貸付け、ヘッジ取引、そして資本形成や市場の変動を減らすことに貢献するその他の種類の取引が悪影響を及ぼされないようにする方策について検討する。

### 執行協力

- IOSCO は 1998 年の IOSCO 原則の採択、2002 年の情報交換のためのマルチ MOU（多国間情報交換枠組み）の創設などを経ながら、執行協力に成功してきた歴史を持っている。
- その成功にも係らず、現在の広範囲に及ぶ現在の危機の性質は、継続的にさらに執行協力の枠組みを拡大していく必要を浮き彫りにしている。
- IOSCO はその全てのメンバーに MOU が要求する国際執行協力の最低限の基準を満たすようになるように努めている。
- その一方で、IOSCO は不正と違反に対して対処する新しい手法を模索している。例えば、他国の当局のために、クロスボーダー証券規制違反を通じて取得された資産を凍結するメカニズムの開発などである。IOSCO は、クロスボーダーの執行を強化するためのツールを規制当局に用意するために必要な措置を政府に取るよう促している。

## 市場と金融商品の透明性に関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、投資判断における投資家の信頼を適切に機能させるために、市場と金融商品の透明性が重要であることを長い間認識してきた。
- IOSCO は、1998 年に国際的な開示基準、そしてそれを補足するために 2007 年に債務証券のクロスボーダー取引等に関する国際的な開示原則を公表し、国際間の情報比較性の向上を図ってきた。
- 金融危機において、店頭で取引されるデリバティブなどの、規制されない金融商品についての体系的な問題が急速に表面化し、早急に何らかの指針等を要している。
- IOSCO は、多くの国で規制されない金融商品が金融危機に深く関わっていることを認識しており、各国において法的な変更も考慮されると思われる。
- IOSCO は、透明性の向上等によるこれらの店頭で取引されるデリバティブやその他の金融商品の質の向上について、公開市場で取引される金融商品との関係等も考慮しつつ、早急に検討を始める。
- 透明性に関連して、IOSCO は商品市場の発展と公設市場における政府系ファンドの役割に関するタスクフォースをそれぞれ立ち上げた。

## 格付機関の監視に関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、格付機関に関する懸念を継続的に表明している。
- 2008 年 6 月、IOSCO は、格付機関の活動に対する懸念を表明し、「ストラクチャード・ファイナンス市場における格付機関の役割に関する報告書」を公表すると共に、「信用格付機関の基本行動規範」を改訂した。
- IOSCO は、行動規範を実効性あるものとするためには、行動規範に予定されているとおり格付機関が採用した上で公表しなければならず、また規制当局がそれらの公表の真実性を決定すべきであると考えている。
- 9 月に IOSCO は、格付機関の国際的モニタリングを改善し、ストラクチャード・ファイナンス市場の機能不全の原因となった問題に対処するための 4 つの方法を提示した。
- ☆ IOSCO は、信用格付機関の活動を監視する上で、国際的に統合的な手法を支持。
- ☆ IOSCO 信用格付機関タスクフォースは、各当局が行動規範に関する格付機関への監視について協調するための仕組みの開発に取り組む。
- ☆ タスクフォースは、改訂行動規範の採用状況をレビューし、2009 年 1 月に、調査結果を公表予定。
- ☆ タスクフォースは、信用格付機関と議論し、国際的なモニタリング・ボディーの設置の可能性について検証する予定。